

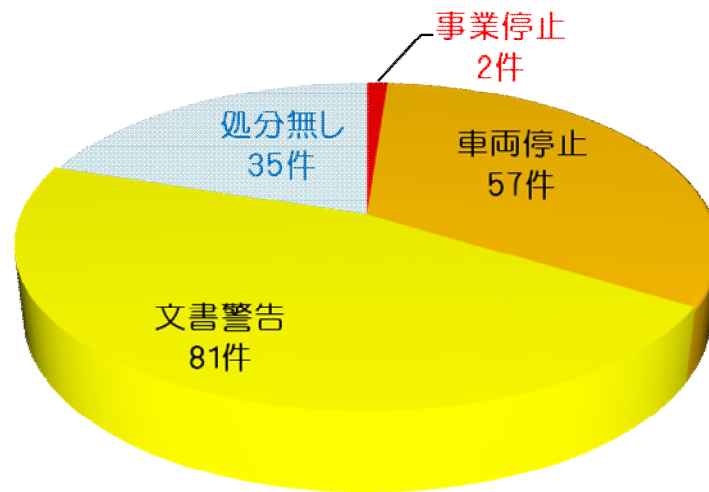
## 大阪のタクシーの現況(追加資料)

---

# 事業者の法令遵守の状況

監査の結果、大半の事業者に何らかの法令違反が認められており、事業者の法令遵守状況には問題があるといわざるを得ない。

## 近畿運輸局管内の事業者に対する監査結果（20年度）



違法不適切な事業運営  
がみられるとして行政  
処分を受けた者

80%

（行政処分：事業停止・車両停止・文書警告）

ここでいう「監査」とは、運輸局の職員が事業者を訪問して行う一般的なもの（巡回監査）を指す。  
 「事業停止」とは、事業者の一部営業所について、一定期間その営業行為を停止するものをいう。  
 「車両停止」とは、事業者の一部車両について、一定期間その運行を禁止するものをいう。

処分率の推移			
年度	18年度	19年度	20年度
処分率	94.1%	84.8%	80.0%

運転者の過労運転や車両の安全性といった、安全に直結する事項について、問題があるとの指摘が非常に多く見られる状況にある。

安全に直結する事項についての違反状況（近畿運輸局管内の20年度処分結果より）

法令遵守上の問題点を指摘した事項の例	指摘率
過労運転防止違反 労働時間オーバー等	34.8%
乗務員の健康状態の把握違反 健康診断未実施等	20.6%
乗務員の指導監督義務違反	8.6%
運転適性診断の未受診 65歳以上の運転者についての受診義務違反	30.3%
車両の点検整備違反	12.6%
点呼の実施・記録違反 始業・終業点呼未実施等	54.9%
乗務記録の記録義務違反 運転者による勤務時間・走行距離等の記録義務違反	24.6%
運行記録計の記録義務違反 車両に備え付けた機器による車両の走行時間・走行距離等の記録義務違反	10.3%

## 社会保険料等納入状況調査の実施

- ・事業者は運転者等従業員を雇う場合、社会保険に加入する義務を負うが、タクシー事業者について未納・滞納があるとの指摘。



- ・近畿運輸局において大阪市域交通圏の全法人事業者（192社）を対象に調査（19年11月）。



- ・15社について未納や滞納があることを確認。このうち、社会保険庁と納付方法について協議を行っていた6社を除く9社について社会保険庁に通報。

## 名義貸し調査の実施

- ・タクシー事業では、安全確保のため、運転者や車両を適切に管理することを事業者に義務付けており、コンビニなどで一般的に行われている、個人などが、チェーン店に対し使用料を払うかわりにそのチェーン店と同じ名称を用いて事業を行う方法（フランチャイズ制）を、「名義貸し」として認めていない。



- ・法人タクシーにおける運転者を個人事業主として扱うなど、道路運送法で禁止されている名義貸し行為に該当する可能性の高い事業形態の存在が疑われたことから、平成20年6月にタクシー事業における名義貸し行為に係る判断基準（ガイドライン）を定めた。



- ・この基準に基づき、平成20年6月から12月にかけて調査を実施。

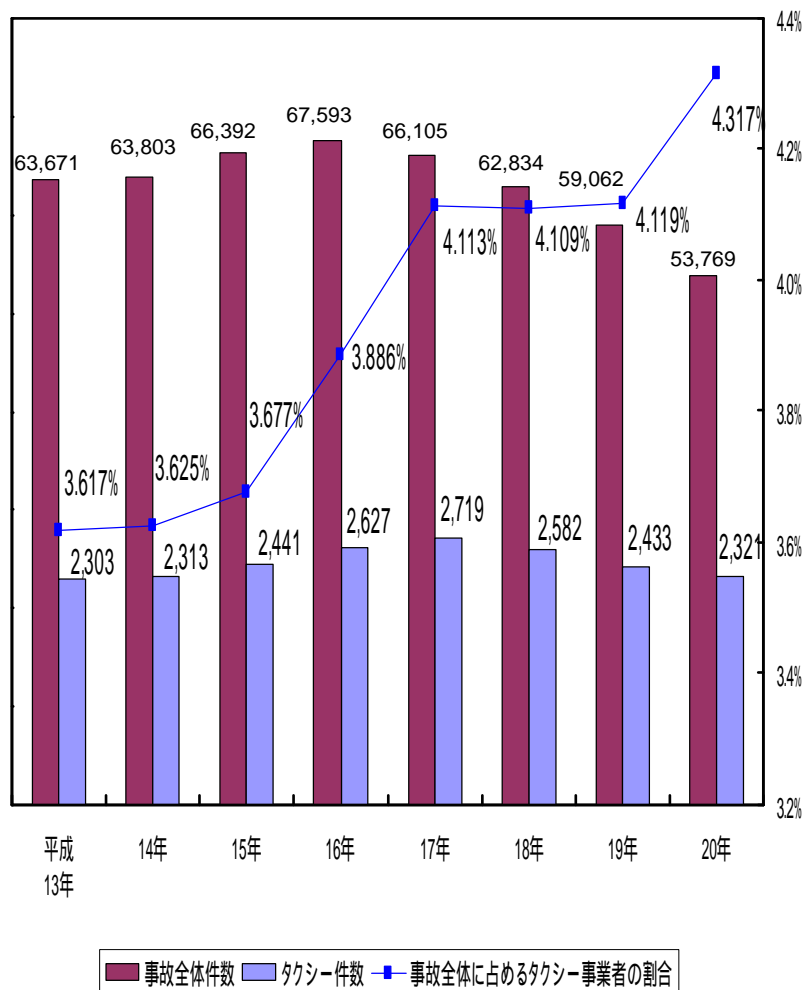


- ・調査対象4社中2社について、ガイドラインに抵触する事実が判明。

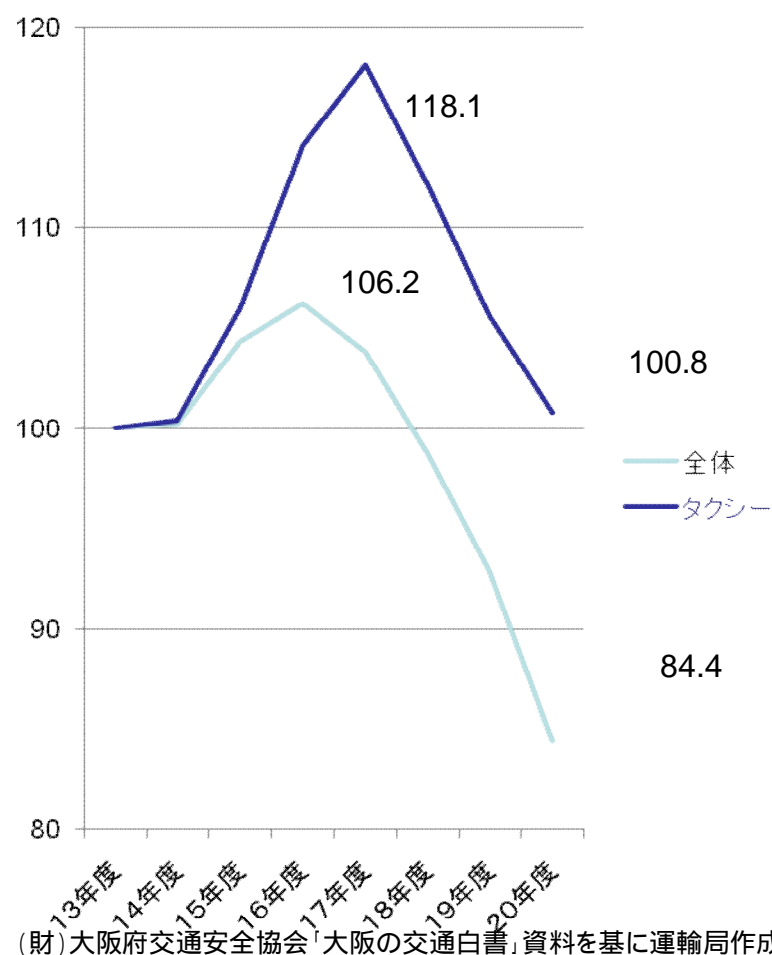
# 交通事故件数の推移

大阪府下では、平成13年から17年までの間、タクシーの事故が2割程度増加。以降減少に転じたが、依然として規制緩和以前の水準まで戻っていない状況。府下全体の事故の減少幅に比べると減少のペースは遅い。

大阪府下の交通事故件数とタクシーが第一当事者の事故件数の比較



大阪府下の交通事故件数とタクシーが第一当事者の事故件数の推移の比較 (H13=100)



(財)大阪府交通安全協会「大阪の交通白書」資料を基に運輸局作成

# 交通事故件数の推移

大阪地域におけるタクシーの事故発生状況は、全国的に見ても高い水準で推移している。

大阪市域のタクシーに関する事故件数(走行100万kmあたり)

(輸送実績報告書より国土交通省まとめ)

	H16	H17	H18	H19	H20
大阪市域	10.296	10.929	10.571	10.095	9.089
全国平均	7.946	7.390	7.182	7.308	7.113

## タクシー1万台あたりの事故件数

(警察庁交通局のデータを基に運輸局作成)



駅前ロータリーにおいてタクシー車両が溢れたり、タクシー乗場以外の道路上で客待ちのタクシーが列をなすこと等により、一般交通に影響を及ぼしかねない状況も発生。

## 京阪枚方市駅南口タクシー待機場の混雑状況（H21.6）



待機タクシーのスペースは内側から3列であるところ、4列目の一般車両の通過レーンにまで溢れている状況である。